

一部負担還元金及び付加給付支給規程

(この規程の目的)

第1条 この規程は、組合同約第54条一部負担還元金及び第55条付加給付の支給手続きにつき必要とする事項を規定する。

(一部負担還元金)

第2条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）付則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。

(付加給付の種別)

第3条 当組合が支給する付加給付は次のとおりとする。

- (1) 家族療養費付加金
- (2) 被保険者埋葬料付加金
- (3) 家族埋葬料付加金
- (4) 出産育児一時金付加金
- (5) 家族出産育児一時金付加金
- (6) 合算高額療養費付加金

(請求形式)

第4条 前条第2条、第3条に定める一部負担還元金及び付加給付金の請求は、社会保険診療報酬支払基金を経由する分については、当該明細書データまたは明細書を組合が受領したとき、支給申請書にかかる分については、支給申請書を組合が受領したとき当該被保険者より請求があったものとみなし、一部負担還元金及び付加給付金を算定し支給する。

(支給時期)

第5条 一部負担還元金及び付加給付金の支給は、支払基金を経由する明細書または、請求書にかかるものについては毎月1回、被保険者からの法定給付の請求にかかるものについては毎月1回支給する。

(支払方法)

第6条 一部負担還元金及び付加給付金の支給は、事業主から支給される給与に繰り入れて支給する。任意継続者の場合は、銀行振り込みとする。

(支給の例外)

第7条 第三者行為災害で加害者が特定できる場合においては、一部負担還元金及び付加給付金の支給は行わないものとする。

附 則

この規程は令和2年2月13日から施行する。